

教育委員会 9月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（県費負担教職員の処分について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2012年（平成24年）9月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、県費負担教職員の処分について、次のとおり臨時に代理する。

2012年（平成24年）8月31日

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

県費負担教職員の処分について

県費負担教職員の処分について、次のとおり神奈川県教育委員会に内申する。

2012年（平成24年）8月31日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

処分

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、県費負担教職員の処分について、神奈川県教育委員会に内申する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。

（専決）

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、

教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

- (1) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免，分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。